

【議会基本条例修正箇所資料】

条文第3条と第4条の二重線部分を削り、網かけ下線部分を追加します。

(市議会の活動原則)

※1

第3条 市議会は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第17条に規定する市議会の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 充実した審議及び討論を行うこと。
- (2) 議会運営における公正^{※2}性の確保及び透明性の向上を図ること。
- (3) 市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 不断の議会改革に取り組むこと。

(市議会議員の活動原則) ※1

第4条 市議会議員は、静岡市自治基本条例第18条に規定する市議会議員の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の意見の的確な把握に努めること。
- (2) 政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと。
- (3) 自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すること。
- (4) 自らの資質の向上に努めること。

※1 条文中に「静岡市自治基本条例」が出てくるのは、第3条と第4条だけであり、第3条で略称する意味がないため、略称しないこととする。

※2 第3条の市議会の活動原則の規定は、第12条第1項の議会運営の規定と関連するため、両規定の表現を統一することとする。

【参 考】

(議会運営)

第12条 市議会は、公正性を確保し、かつ、透明性の向上を図るとともに、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。

- 2 市議会は、議長及び副議長の選出について、その過程を明らかにするものとする。